

監査公表第 15 号（令和 8 年 5 月 29 日、県公報第 698 号登載）  
令和 7 年 5 月 13 日から令和 7 年 12 月 24 日実施  
随時監査の結果に基づく措置通知（令和 7 年度）

## 監査公表第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した随時監査の結果（令和 8 年 3 月 26 日 7 監総第 1623 号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 29 日

|         |         |
|---------|---------|
| 福岡県監査委員 | 塩 川 正 一 |
| 同       | 世 利 洋 介 |
| 同       | 森 行 一   |
| 同       | 渡 辺 美 穂 |

福岡県監査委員 塩 川 正 一 殿  
同 世 利 洋 介 殿  
同 森 行 一 殿  
同 渡 辺 美 穂 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 8 年 3 月 2 6 日 7 監総第 1 6 2 3 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

| 対象機関名      | 監査の結果   | 講じた措置の内容  |
|------------|---|---|
| 社会教育総合センター | 空調機修繕工事において、契約書 2 部を作成し、契約の相手方に記名押印させたが、これらに県側の公印を押印して契約書を完成させ、そのうち 1 部を契約の相手方に交付すべきところ、これらを行っていなかった。 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 所属長は、総務企画室の全職員に、契約に係る財務会計事務研修資料を確認させ、同様の誤りを繰り返さないよう指導した。</li><li>・ 所属長は、契約の事前決裁後における契約日の記入及び所属長印の押印並びに契約書の交付について、上司による確認を確実に実施するよう指導した。</li><li>・ 教育委員会は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及び再発防止策を追記した上で、全所属に配布し再発防止を図ることとした。</li></ul> |